

教職員の懲戒処分について

下記のとおり、教職員の懲戒処分等を行いました。

記

1

被処分者	1 氏名 2 所属 京都市立 中学校 3 年齢・性別 43歳・男性 4 職名 教諭
処分発令日	令和 7 年 10 月 9 日 (木)
処分内容	免職
事案概要	被処分者は、令和 7 年 5 月 14 日 (水)、勤務する中学校の運動場において、課外活動中の女子生徒のスカート内を撮影する盗撮行為を行ったとして、同年 6 月 4 日 (水)、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律違反（撮影未遂）の疑いで逮捕され、同年 9 月 16 日 (火)、罰金 70 万円の略式命令を受けた。

被処分者	1 氏名 2 所属 京都市立開睛小中学校 3 年齢・性別 28歳・男性 4 職名 教諭
処分発令日	令和7年9月25日（木）
処分内容	停職（6月間）
事案概要	被処分者は、令和6年9月15日（日）、酒に酔った状態で、京都府向日市の路上（国道171号線）に停車中の自動車の運転席にいた面識のない30代男性に対し、顔面を拳で数回殴るなどの暴行を加え、鼻骨骨折等の加療約2週間の傷害を負わせたとして、傷害容疑で逮捕され、令和7年9月25日（木）、罰金50万円の判決を言い渡された。
備考	処分発令と同日付けで被処分者の依願退職を承認した。